

就業規則

久慈湊学童ひまわりクラブ

第1章 総 則

(目的)

- 第1条 この規則は、久慈湊学童ひまわりクラブに雇用されるもの(以下「従業員」という。)の服務規律、労働条件に関する基準その他の就業に関する事項を定めたものである。
- 2 この規則及び賃金規定その他の付属規定において定めるもののほか従業員の就業に関する事項は、労働基準法その他の関係法令の定めるところによる。

(適用範囲)

- 第2条 この規則は、すべての従業員に対して適用される。ただし、パートタイマー等就業形態が特殊な勤務に従事するものについて別段の定めをした場合は、この限りではない。

(遵守範囲)

- 第3条 久慈湊学童ひまわりクラブ及び従業員は、この規則及び付属規程を遵守し、相互に協力して事業の発展と労働条件の向上に努めなければならない。

第2章 採 用

(採用時の提出書類)

- 第4条 新たに採用されたものは、採用の日から2週間以内に、次の書類を提出しなければならない。
- (1) 履歴書
 - (2) 住民記載事項の証明が確認できるもの(運転免許証、健康保険証等)
 - (3) その他、必要とされるもの
- 2 前項の提出書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかに書面でこれを届け出なければならない。

(試用期間)

- 第5条 新たに採用したものについては、採用した日から3ヶ月間を試用期間とする。ただし、久慈湊学童ひまわりクラブが適当と認める場合は、この期間を短縮し、又は設けないことがある。
- 2 試用期間中に職員として不適格と認められた者は、解雇することがある。
- 3 試用期間は、勤続年数に通算する。

(労働条件の明示)

- 第6条 久慈湊学童ひまわりクラブは、職員との労働条件の締結に際しては、採用時の賃金、就業場所、従業する業務、労働時間、休日、その他の労働時間を明らかにするための労働条件通知書及びこの規則を交付して労働条件を明示するものとする。

(休職)

第 7 条 職員が次の場合に該当するときは、所定の期間休職とする。

- (1) 私傷病による欠勤が 1 ヶ月を超え、なお治療を継続する必要があるため勤務ができないと認められたとき当該欠勤の初日から起算して 1 年とする。
- (2) 前号のほか、特別な事情があり休職させることが適当と認められるとき、必要な期間。

2 休職期間中に休職事由が消滅した時は、もとの職務に復帰させる。

第 3 章 勤 務

(労働時間及び休憩時間)

第 8 条 労働時間は、1 労働日 6 時間以内とし、週 36 時間以内とする。

2 始業及び終業の時刻並びに休憩時間は次のとおりとする。

様 態	開所時刻	閉所時刻	延長保育	休憩時間	備 考
平日	12:00	18:00	18:00～ 19:00	30 分間	交代制勤務
土曜日	8:00	18:00	7:30 ～ 8:00	30 分間	交代制勤務、原則 として月 2 回休み
長期休業・ 代休日	8:00	18:00	7:30～ 8:00 18:00～ 19:00	1 時間	交代制勤務

(休日)

第 9 条 職員の休日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日(振替休日を含む)
- (3) お盆(8 月 13 日から 8 月 16 日まで)
- (4) 年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)
- (5) その他久慈湊学童ひまわりクラブが指定する日

第 10 条 業務の都合により、第 8 条の所定労働時間を超え、又は第 9 条の所定休日に労働させることがある。この場合は、勤務時間の振り替え、又は休日を振り替えることができる。

2 小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行っている者、又は妊産婦に関する制限は労働基準法に従う。

(年次休暇)

第 11 条 年次ごとに所定労働日の 8 割以上出勤した職員に対しては、次の年度において、年間 20 日の年次休暇を取得することができる。ただし、当該年の途中で新たに職員となったものの年次休暇は、試用期間経過後において次の表に定める日数とする。

採用された月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

- 2 基準日を4月1日とする。
- 3 職員が年次休暇を取得しようとするときは、あらかじめ期日を指定して請求するものとする。ただし、久慈湊学童ひまわりクラブ事業の正常な運営に支障があるときは、職員の指定した期日を変更することがある。
- 4 前年度残日数がある場合は次の年度に限り、20日を限度に繰り越しをすることができる。

(病気休暇)

- 第12条 負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、病気休暇を取ることができる。
- 2 公務によらない結核性疾患については1年以内、私疾病については90日以内とし、久慈湊学童ひまわりクラブの承認を必要とする。
 - 3 この期間における給与の支給は、その都度役員会で協議する。

(特別休暇)

- 第13条 職員が選挙権その他の公民としての権利を行使する場合、結婚、出産、交通機関の事故等勤務しないことが相当であると認められる場合、特別休暇を取ることができる。
- 2 6週間以内に出産する予定である場合、及び出産の翌日から8週間を経過する日までの期間は産前産後休暇とする。
 - 3 職員の親族が死亡した場合は、次の表に定める日数の特別休暇を請求することができる。

事 項	休暇日数
父母、配偶者及び子が死亡したとき	7日
祖父母、配偶者の父母及び兄弟が死亡したとき	5日
その他職員と生計を一にしている親族	3日
その他職員と生計を一にしていない親族	1日

※ 遠隔地に赴く場合は、実際に要した往復の日数を加算することができる。

- 4 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の必要と認められる場合、連続する7日までの期間は結婚休暇とする。
- 5 特別休暇を取得しようとする場合は、休暇の事由及び取得しようとする日を明示して、久慈湊学童ひまわりクラブに申し出なければならない。
- 6 第13条第2項を除く期間においては、給与の全額が支給される。
- 7 第13条第2項の期間における給与の支給は、その都度役員会で協議する。

(育児休業)

- 第14条 職員の3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達するまで育児休業をすることができる。
- 2 育児休業中は、その職を保有するが、給与は支給しない。

(介護休暇)

第 15 条 配偶者、父母、子及び配偶者の父母等で、負傷、疾病、又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものを介護するために介護休暇をすることができる。

- 2 認められる期間は、連続する 6 か月の期間内において、必要と認められる期間である。
- 3 介護休暇中は、その職を保有するが、給与は支給しない。

第 4 章 賃 金

(賃金)

第 16 条 指導員の給与は月給制とし、給与支払日は、毎月 10 日(ただし、休日の時は前日)とする。

- 2 諸手当は次に定めるとおりとする。
 - (1) 夏季手当 1.0 (8 月 10 日支給)
 - (2) 冬季手当 2.0 (12 月 10 日支給)
 - (3) その他、交通手当、超過勤務手当、キャリアアップ手当は別途定める。
- 3 夏季手当及び冬季手当の基準日は次に定めるとおりとする。
 - (1) 夏季手当 6 月 1 日
 - (2) 冬季手当 12 月 1 日
- 4 夏季手当及び冬季手当の期間率は、基準日以前 6 か月以内における職員の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合とする。

勤務期間	割合
6 か月	100 分の 100
5 か月以上 6 か月未満	100 分の 80
4 か月以上 5 か月未満	100 分の 60
3 か月以上 4 か月未満	100 分の 40
2 か月以上 3 か月未満	100 分の 20
1 か月以上 2 か月未満	100 分の 10
1 か月未満	0

(退職金)

第 17 条 職員の退職金は、中小企業退職金共済制度による。ただし、金額は別途定める。

(保険)

第 18 条 職員が業務上負傷又は疾病となった場合は、労働保険(雇用並びに労災)により、補償を行う。

第 5 章 定年、退職及び解雇

(定年等)

第 19 条 職員の定年年齢は満 65 歳とし、定年年齢に達した直後の 3 月 31 日をもって退職とする。

- 2 前項の規定に関わらず、定年後も引き続き雇用されることを職員が希望した場合、また、業務上必要な場合はこれを延長して雇用することができる。

(退職)

第 20 条 前条に定めるもののほか職員が次の場合に該当する場合は退職とする。

- (1) 本人が退職を願い出て久慈湊学童ひまわりクラブから承認されたとき、又は退職願を提出して1ヶ月を経過したとき。
- (2) 期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了した場合。
- (3) 本人の死亡等やむをえない事情が発生したとき。

(解雇)

第 21 条 職員が次のいずれかに該当する場合は解雇することがある。

- (1) 身体又は精神の障害により、職務に耐えられないと認められるとき
- (2) 事業活動の縮小その他により、剰員を生じたとき
- (3) 勤務成績が不良で就業に適しないと認められたとき
- (4) 前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき

2 前項の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告をするかまたは平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。

第 6 章 服務規程

(服務)

第 22 条 職員は、以下の業務に誠実かつ公正に専念しなければならない。

- (1) 在所児童の放課後と学校休業日の指導
- (2) 安全の確保と子どもの生活援助
- (3) 安定した生活の維持と遊びや活動通じての援助
- (4) 家庭や学校、地域との連携
- (5) 学童クラブの施設及び備品の管理、美化
- (6) 職員研修の参加及び報告

(遵守事項)

第 23 条 職員は次の事項を守らなければならない。

- (1) 久慈湊学童ひまわりクラブの名誉又は信用を傷つける行為をしないこと
- (2) 職務上知り得た個人情報や関係機関との機密を他に退職後も洩らさないこと
- (3) 職場の安全衛生に努め、整理整頓を心がけること
- (4) 許可なく職務以外の目的で施設、物品等を試用しないこと
- (5) 許可なく他の会社等の業務に従事しないこと
- (6) 職務を利用して自己の利益を図り、又は不正な行為を行わないこと

第7章 表彰及び懲戒

(表彰)

第24条 職員が次のいずれかに該当する場合は、その都度審査のうえ表彰する。

- (1) 永年勤続し、勤務成績が優れている
- (2) 他の職員の模範となり、又は久慈湊学童ひまわりクラブの名誉信用を高めた

2 表彰は賞状のほか賞品又は賞金を授与してこれを行うこととする。

(懲戒)

第25条 懲戒の種類は次のとおりとする。

- (1) 訓戒 始末書を取り将来を戒める。
- (2) 減給 始末書を取り減給する。その額は、平均賃金の1日分の半額とし、総額は1ヶ月間の賃金の1割を超えることはない。
- (3) 出勤停止 始末書を取り、4日間以内で出勤停止とする。その間の賃金は支給しない。
- (4) 懲戒解雇 即時に解雇する。この場合において、第21条に定める予告手当を支給しない。

(懲戒の事由)

第26条 次の各号のいずれかに該当する場合は、減給又は出勤停止に処する。ただし、情状によっては、訓戒にとどめることができる。

- (1) 正当な理由なく、欠勤を重ねたとき
- (2) 過失により、災害又は営業上の事故を発生させ、久慈湊学童ひまわりクラブに重大な損害を与えたとき
- (3) 第22条、第23条の規定に反した場合、その事案が軽微なとき
- (4) その他、前各号に準ずる程度の不都合な行為を行ったとき

第27条 次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒解雇に処する。ただし、情状によっては減給又は出勤停止にとどめることができる。

- (1) 無断欠勤又は出勤が常ならず、改善の見込みがないとき
- (2) 刑事事件で有罪の判決を受けたとき
- (3) 重要な経歴を偽り採用されたとき
- (4) 故意又は重過失により災害又は営業上の事故を発生させ、久慈湊学童ひまわりクラブに重大な損害を与えたとき
- (5) 第22条、第23条の規定に反した場合、その事案が重篤なとき

(附則)

第28条 本規則の改定は、職員の代表者の意見を聞き、久慈湊学童ひまわりクラブ役員会の決議により行う。

この規則は、平成20年9月5日から施行する。

この規則は、平成21年11月21日に改定する。

この規則は、平成24年9月11日に改定する。

この規則は、平成26年3月14日に改定する。

この規則は、平成 28 年 5 月 28 日に改定する。
この規則は、平成 30 年 11 月 29 日に一部改定する。
この規則は、令和 1 年 12 月 6 日に一部改定する。
この規則は、令和 2 年 7 月 9 日に一部改定する。
この規則は、令和 5 年 10 月 26 日に一部改定する。

慶弔規程

第1条 この規定は、久慈湊学童ひまわりクラブ父母会会員に適用する。

第2条 この規程は、会員相互の友愛と協調の精神に基づき、福祉の向上を目的とする。

第3条 この規程は、次の基準による。

1	結婚祝い	支援員が結婚した場合	5,000円
2	お悔み	入所児童が死亡した場合	10,000円
		父母会員が死亡した場合	10,000円
		支援員が死亡した場合	10,000円
		支援員の配偶者が死亡した場合	5,000円
3	出産祝い	支援員が出産した場合	5,000円

※上記以外の事項については、役員会で決定する。

永年勤続表彰規定

(目的)

第1条 この規定は、久慈湊学童ひまわりクラブ就業規則第24条に基づき、表彰することを目的とする。

(対象)

第2条 永年勤続の対象は、勤続年数が満10年及び20年に達した者とする。

(勤続期間の算定方法)

第3条 勤続年数は、入所日からの勤続年数を通算する。

(表彰内容)

第4条 表彰の方法は1万円の賞金か1万円相当の賞品とする。

(表彰時期)

第5条 表彰時期は、役員会で決定する。

附則

本規定は、平成27年9月10日より施行する。

諸手当に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、久慈湊学童ひまわりクラブ就業規則第16条第2項(3)に基づき、手当を支給することを目的とする。

(交通手当)

第2条 居住地からの通勤距離が2km以上の場合、月2000円を支給する。

→ 距離数×20円を支給する。

ただし、5,000円を上限とする。

(超過勤務手当)

第3条 超過勤務手当は、正規の就労時間を超えて勤務することを命ぜられ、その勤務に服した職員に支給する。

2 超過勤務手当は次の表に定める割合とする。

勤務時間	割合
6時間以上8時間以内	時給×1
8時間以上	時給×1.25
土曜日3回目勤務	時給×1.35

(キャリアアップ手当)

第4条 次の各号に掲げる用語の意義を当該の各号に定め、キャリアアップ手当の支給に際し適用するものとする。

- (1) 支援員Ⅰ 放課後児童支援員資格者で、(2)及び(3)に該当しない者。
- (2) 支援員Ⅱ 経験年数が5年以上の放課後児童支援員資格者で、久慈市が指定する研修を受講した者。
- (3) 支援員Ⅲ 経験年数が10年以上の放課後児童支援員資格者で、久慈市が指定する研修を受講した者のうち、事業所長を務める者。
- (4) 補助員Ⅰ 補助員で(5)に該当しない者。
- (5) 補助員Ⅱ 経験年数が10年以上の補助員。

2 各区分のキャリアアップ手当の支給額は以下のとおりとし、各区分の定義については第4条の1で定めるものとする。

- (1) 支援員Ⅰ 支給額：8,000円/月
- (2) 支援員Ⅱ 支給額：13,000円/月
- (3) 支援員Ⅲ 支給額：18,000円/月
- (4) 補助員Ⅰ 支給額：30円/時
- (5) 補助員Ⅱ 支給額：50円/時

上記の内容のとおり、平成30年10月1日より適用するものとする。

附則 令和5年5月31日一部改正

(放課後児童支援員等処遇改善事業手当)

第5条 次の各号に掲げる用語の意義を当該の各号に定め、放課後児童支援員等処遇改善事業手当の支給に際し適用するものとする。

(1) 常勤職員 所定労働時間の全てを勤務する者。ただし、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は、これを常勤職員とみなして含める。

(2) 補助員 1日6時間以内の勤務の者。

2 各区分の放課後児童支援員等処遇改善事業手当の支給額は以下の通りとし、各区分の定義については第5条の1で定めるものとする。

(1) 常勤職員 支給額：9,770円/月

(2) 補助員 支給額：5,500円/月

上記内容のとおり、令和4年2月より適用するものとする。